

平成 25 年 10 月 25 日  
海事局安全政策課

<問い合わせ先>  
海事局安全政策課安全監理室  
黒田（内線 43-531）、谷（内線 43-536）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
03-5253-8935（直通）  
FAX 03-5253-1642

ニッケイ タイガー  
貨物船 NIKKEI TIGER 漁船堀栄丸衝突事故に関する  
運輸安全委員会の意見への対応について

1 平成 24 年 9 月、宮城県金華山東方沖約 930km で発生した、パナマ籍貨物船 NIKKEI TIGER、漁船堀栄丸衝突事故について、本日（10 月 25 日）、運輸安全委員会の事故調査経過報告が公表され、国土交通大臣に対して、事故防止のために講ずべき施策についての意見が述べられました。

注 1）事故の概要

平成 24 年 9 月 24 日、宮城県金華山東方沖約 930km の太平洋上において、貨物船 NIKKEI TIGER と漁船堀栄丸が衝突し、堀栄丸の乗組員 13 名が行方不明となり、後日、死亡認定。

注 2）意見の概要

- ① A I S（船舶自動識別装置、簡易型を含む）未搭載の外洋において操業や航行を行う漁船等について、A I S の有用性の周知その他の早期普及に必要な施策を検討すること。
- ② 海運事業者に対し、衝突事故防止のため、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から漁船の操業状況を入手し活用するように指導すること。

2 国土交通省としては、意見を受けて、以下のとおり対応します。

（1）漁船への A I S 早期普及策等に関する検討会の設置と対策の取りまとめ

関係省庁である水産庁、総務省、海上保安庁と連携を図りながら、指摘された A I S の早期普及策等について、速やかに関係省庁検討会を設置し、検討を進め、対策の取りまとめを図ります。

（2）指導通達の発出等を実施

海事関係団体（日本船主協会、日本内航海運組合総連合会）に対して、各事業者が、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から、船舶が航行する海域における漁船の操業状況についての情報を入手し、衝突事故の防止のため活用するように直ちに通達を発出し、指導します。

また、各地方運輸局等において、安全関係の講習会等の機会を捉え、取り組みの徹底を図るよう指導します。

以 上